

7 福 薬 発 第 1 4 3 号
令 和 7 年 8 月 2 2 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会
会長 小田 真稔

李在明大韓民国大統領来日に伴う毒物及び劇物の適正な保管管理について

平素より、本会会務に格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長より、日本薬剤師会を通して別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

李在明大韓民国大統領来日に備え、危害の発生を未然に防止する観点から、毒物・劇物全般についてあらためて適正な保管管理、販売時における法令順守並びに身元確認の徹底と盗難・紛失が発生した場合の対応等、貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。

日 薬 業 発 第 180 号
令 和 7 年 8 月 21 日

都道府県薬剤師会会長 殿

日 本 薬 剤 師 会
会 長 岩 月 進
(会 長 印 省 略)

李在明大韓民国大統領来日に伴う毒物及び劇物の適正な保管管理について

平素より、本会会務に格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長より別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

爆発物の原料となりうる劇物等の適正な管理等の徹底につきましては、令和5年3月6日付け日薬業発第462号他にてお願いのとおりです。

本通知は、李在明大韓民国大統領来日に備え、危害の発生を未然に防止する観点から、毒物・劇物についてあらためて適正な保管管理、販売時における法令順守並びに身元確認の徹底と盗難・紛失等が発生した場合の対応を求めるものです。

会務ご多用のところ誠に恐縮ですが、当該対応につき格別のご配慮を賜りたく、貴会会員にご周知くださいますようよろしくお願い申し上げます。

<別添>

- 李在明大韓民国大統領来日に伴う毒物及び劇物の適正な保管管理について（令和7年8月20日付．医薬薬審発 0820 第1号厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長通知）

医薬審発 0820 第 2 号
令和 7 年 8 月 20 日

公益社団法人 日本薬剤師会会長 殿

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長
(公 印 省 略)

李在明大韓民国大統領来日に伴う毒物及び劇物の適正な保管管理について

標記については、今般、別添のとおり各都道府県等宛てに通知したところですが、貴会におかれましても、傘下業者に対しその周知徹底が図られますよう、格段の御配慮をお願いいたします。

医薬薬審発 0820 第 1 号
令和 7 年 8 月 20 日

〔 都 道 府 県 〕
〔 各 保健所設置市 〕 衛生主管部（局）長 殿
〔 特 別 区 〕

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長
（ 公 印 省 略 ）

李在明大韓民国大統領来日に伴う毒物及び劇物の適正な保管管理について

毒物及び劇物による事故の未然防止等については、かねてより種々御配慮いただき、厚く御礼申し上げます。

爆発物の原料となり得る化学物質の販売事業者に対する管理強化については、「爆発物を使用したテロ等の未然防止に向けた爆発物の原料となり得る劇物等の適正な管理等の徹底について」（令和 5 年 3 月 3 日付け薬生総発 0303 第 1 号・薬生薬審発 0303 第 1 号・薬生監麻発 0303 第 3 号医薬・生活衛生局総務課長、医薬品審査管理課長及び監視指導・麻薬対策課長連名通知）で指導等をお願いしているところです。

今般、李在明大韓民国大統領来日に備え、危害の発生を未然に防止する観点から、「2025 年日本国際博覧会（大阪・関西万博）開催に伴う毒物及び劇物の適正な保管管理について」（令和 7 年 3 月 6 日付け医薬薬審発 0306 第 8 号）に引き続き、毒物及び劇物の保管管理についても貴職において、下記に御留意の上、貴管下関係者等に対する指導について、格段の御配慮をお願いいたします。

なお、同旨の通知を、一般社団法人日本化学工業協会会長、全国化学工業薬品団体連合会会長、日本製薬団体連合会会長、公益社団法人日本薬剤師会会長、一般社団法人日本化学品輸出入協会会長、一般社団法人日本試薬協会会長及び公益社団法人全日本トラック協会会長宛に発出することとしていることを申し添えます。

記

- 1 「毒物及び劇物の保管管理について」（昭和 52 年 3 月 26 日付け薬発第 313 号薬務局長通知）、「毒物及び劇物の盗難又は紛失防止に係る留意事項について」（平成 30 年 7 月 24 日付け薬生薬審発 0724 第 1 号医薬品審査管理課長通知）等を踏まえ、毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 11 条第 1 項等に基づき、適切に、毒物及び劇物の保管管理がなされているかを改めて点検すること。
- 2 毒物及び劇物の漏洩、盗難、紛失等の事態が生じた場合には、毒物及び劇物取締法第 17 条に基づき、直ちに保健所、警察署又は消防機関に届け出る等の適切な処置を講じること。

- 3 毒物又は劇物の販売、譲渡等を行う場合には、「劇物に指定されているタリウム化合物等の毒物及び劇物の販売時における法令遵守並びに身元確認の実施の徹底について」（令和6年1月26日付け医薬薬審発 0126 第5号厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長通知）を踏まえ、譲受人に対して、身分証明書等の確認を行うこと。